

研究所とのNet Work

所報

Aichi Labor Institute

巻頭言／家族愛について（長沢 孝司）-----2

＜シンポジウム報告＞

異議あり、リストラ・雇用破壊！（西野展郎）-----4

裁判劇「憲法14条、あなたが裁判官」で、

ベテラン弁護士役（原告代理人）に挑戦して（早川いつ子）-----6

労働組合訪問シリーズ／自治労連・半田市職員組合-----8

朗読劇「この子たちの夏」の名古屋上演にとりくんで（本多まゆみ）-----10

航空審中間報告での中部新国際空港

”国の責任回避は許されない”（田中久幸）-----12

運動の前進示した愛労連定期大会（永井 和彦）-----14

愛知の主要労働経済指標-----15

研究所だより-----16

●第53号

○1995年9月15日

愛知労働問題研究所

「家族愛」ということ

長沢 孝司

今年の「記録的な猛暑」のさなか、大学の公務としてある特別養護老人ホームを訪問した。私の専門研究は社会福祉ではなく家族問題だが、福祉施設には、今日の家族のネガティブな動向が刻々とシャープに映しだされる。その意味で、毎年夏の福祉施設訪問は私にとってはある種の栄養剤となる。今年も、その期待は裏切られなかった。

この特別養護老人ホームは平均年令86才で、約半数が痴呆性老人である。もちろん男女別の棟である。その施設長さんが私を丁寧に案内してくれたあと、お茶を飲みながら深刻な表情でこう話しかけてきた。「じつは恥ずかしい話なんです、ここではおじいさんとおばあさんの色恋ざたが絶えないんですよ。先生、これはどうしたらいいんですかねえ。」私は内心で仰天してしまった。あわれみの気持で老人の姿を見てまわった私にとって、思いもかけない現実だった。その帰途、私は喫茶店ですっかり考えこんでしまった。この事実をどう受け止めるべきかと。そして、ない知恵をふりしぼって私は次のように考えた。

その第一は、老人の性（セックス）を「ありえないもの」「はしたないもの」と考えるべきではないということである。考えてみれば、私たちはいつしか老人にそういうレッテルを貼り、差別し、老人を萎縮させてきたのではなからうか。性は若者の特権ではない。それは老人にとっても権利なのだ。

しかし、それ以上に考えなければならない第二の問題は、愛という問題であろう。この施設の状況を見るかぎり、介護はそれなりにいき届いていた。ボランティアも組織され、老人たちは基本的には「愛され」ていた。だがそこには、大事な要素が欠けていたのだ。それは老人たちにとって他人を「愛する」喜びの場がなかったということだ。この施設の老人たちは、大半がいわゆる身よりのない人である。夫婦愛、家族愛とまではいかなくとも、自分から能動的に人を愛する喜びをもって人生の終末を迎えたい、という切実な「本能」的要求があるのだ。人間にとって、家族を「愛する」という要求はかぎりなく重いのである。

振り返ってみれば、家族を専門研究にしている私たちは、家族愛というあまりにも重い問題に、どれほど真剣に立ちむかい、理論化してきたのだろうか。私たちは、この問題を「家族理論」の谷間にすっぽり投げ込んだまま「見て見ぬふり」をして過ごしてきたのではあるまいか。もちろん、過去に家族愛の理論がまったくなかったわけではない。人類学の家族研究の礎石をすえたマリノフスキーは「母性愛」の理論から出発したし、戦前に家族社会学の礎石をすえた戸田貞三も家族の基本的な特質を「愛の共同体」ととらえていた。だがその後、「愛」の問題はもっぱら小説の世界の問題、せいぜい心理学の問題とみなされ、社会科学の

世界からは放逐されてきたように思える。

では、家族理論から「愛」の理論が消えていった理由はどこにあったのか。私の推察によれば、それは三つの理由からである。その第一は、戦前の苦い教訓である。よく知られている通り、戦前の天皇制国家は「家族愛」を強調することによって国民の生活矛盾を家族の「自助努力」で切り抜け、女性の忍従を強制し、かつそれを「天皇愛」に結びつけようとしてきた。ヨーロッパでも日本でも「家族愛」が強調される時代はきまって家族が不幸な時代だったのである。

第二は、現代の家族の現実である。簡単な事実をとりあげると、まず夫婦の2割が寝室別である。親子も愛しあっているとはかぎらない。日本でも不気味に広がる児童虐待は「愛」が「憎しみ」と隣り合わせでしかないことを示している。さらに、要介護の親に「憎しみ」をおぼえるという子（ヨメを含む）は半数を占めている。要するに、家族愛や夫婦愛を無条件に前提して家族を見ることは現実にはそぐわなくなっているのである。

そして第三に、近年の家族論に主導的といってよい役割を果たしてきたフェミニズムの家族論の問題がある。フェミニズムの家族論は、「家族＝女性の抑圧機構」と捉える傾向が全体として強い。「家庭という幻想」を強調する論者も多い。それは上記の歴史と現実を踏まえてのことである。だから、「家族の再建」や「家族愛」といった言説に対しては警戒的だし、下手に強調すれば一笑に付されてしまう。だからいま、「家族愛」という言葉ははなはだ持ち出しにくい。

だが私は、新しい民主的な家族づくりという展望のなかで、家族愛という問題を新たな課題として、正面から考えるべき時ではないかと考える。その場合、私が明らかにしたいことは、これまでのように、男が女にいてよく面倒を見させる「愛」では決してない。だいいち、私は「無条件の家族愛」を信じるほどにはおめでたくはない。私が考えたいのは、「愛する」「喜び」という意味での愛なのである。それは、30年もたった夫婦が「惚れなおした」と感激できる愛であり、障害者をもつ親が「この子と生きてきてよかった」といえる愛、老人を介護する子がそれを通して「人生を教えられた」といえる愛なのだ。

そして、この課題を考えるにあたっては、最低限つぎの二点を踏まえておくべきだと思う。その一つは、家族にとって「愛」は歴史上いつでも必須の要件であったわけではないということ、家族への愛着はいつの時代にもあったが、それが愛情であったとは限らないこと、したがって家族＝愛と単純に考えないことである。だから二つには、夫婦愛や親子愛は家族に最初から完備しているわけではなく、日々の生活の営みの中で作り出してゆくものだというのである。

38度の猛暑のなか、喫茶店で2時間もねばって考えた私の結論である。私が「愛に目覚めた」ひと時であった。

（ながさわ こうじ 当研究所副所長、日本福祉大学教授）



<シンポジウム報告>

異議あり、リストラ・雇用破壊！

8月26日午後、労働会館にて『異議あり、リストラ・雇用破壊、健康で人間らしく生き働くために、出向・転籍・人員整理を考えるシンポジウム』が開かれました（このシンポは『恒常的長時間労働をやめさせ過労死を防ぎ健康と家庭を守る会』が主催し、愛労連・自由法曹団・労問研・愛知健康センターが協賛しました）。集会には雇用不安に直面している、日立・石川島播磨・住友軽金属・三菱重工・三菱自工・トヨタ・アイシン・NTT・新日鉄・セイコー・アクリル・中部電力・大同・電機等の労働者をはじめ県下の労組幹部、研究者ら多数（約110名）が参加し、予定された席が不足するほどの状況でした。

職場報告の一番手として発言した日立製作所の成木氏は、会社が打ち出してきた「45歳離籍出向」を労基署交渉を通じて是正している取り組みを中心に報告しました。また、工場閉鎖が発表された石川島播磨重工の田島氏は、愛知工場を含めた度重なる大規模な人員整理に対して、労組への申し入れや職場ピラ、労働者訪問など、雇用を守る闘いを展開している状況を報告しました。さらに、会社による出向命令無効を名古屋地裁に請求（提訴）した住友軽金属工業の鈴木氏は、5項目にのぼる出向命令無効の理由（次頁の『資料』を参照）を職場実態から明らかにし、労働者の不安と怒りを報告しました。

シンポジウムは大木一訓所長の司会ですすめられました。石田真名古屋大学教授は、出向・転籍の法律問題を詳しく報告する中で、『出向や転籍は配転と異なり、労働者にとって労務に服する相手方が変更される。使用者が出向や転籍を命じるには、労働者の同意や法律上の正当な根拠が必要』と、いくつかの判例を紹介しました。また、最近の出向・転籍の特徴が、雇用調整の一環としてなされている点にふれながら、『出向・転籍命令を拒否した労働者は整理解雇されてもしかたがないのか、ノンです』『雇用調整としての出向・転籍命令は、一般の出向・転籍命令より要件が緩和されるのか、ノンです』と、いずれの場合にも労働者の同意が要件であり、使用者の出向・転籍命令権の限界にふれて、労働者が闘うことの重要性を浮き彫りにしました。

竹内平弁護士は、鈴木氏の提訴の意義にふれた後、氏の明るさと勇気を賞賛し、同じように出向命令の不当性を争っている八幡製鐵の裁判を紹介しました。山田信也健康センター理事長は、世界保健機構（WHO）による「健康」の定義から労働者の過労・ストレス・健康管理の現状を分かりやすく報告し、リストラが進む中で管理者を含む広範な労働者に健康破壊が及んでいることを指摘しました。最後に、大木所長が、これまでと違う大量人員整理が大企業を中心に強行され、業績が良くても実施されていること、中部経済連合会のレポートにみられる産業構造転換の動向とその危険性を指摘、県民生活の向上をめざす方向で反撃する闘いの重要性を強調しました。

上記の報告が終わると、会場からは次々と発言があり、雇用を巡る攻撃があらゆる分野で奥深く進み、手探りの状態から交流・連帯へと運動が発展していることが明らかにされました。

（文責／西野賑郎当研究所所員）

『資料：出向無効確認請求事件訴状』

以下の資料は、鈴木明男氏（住友軽金属勤務）が、昨年10月1日付けで、会社からSMIケイ梱包（株）に出向を命ぜられたのに対して、本年8月21日に名古屋地裁に提訴した出向無効確認請求事件の訴状中の、出向命令を無効とする部分の抜粋・要約です。

第三 本件出向命令の無効（その一）－本人同意の不存在－

一 本人の不同意 出向には以下の点から、本人の同意を要するところ、本件においては、原告の同意がなく、したがって、本件出向は無効である。

1 同意の必要性（略）

2 本件における原告の同意について （1）同意の不存在 原告は、本件出向についていかなる合意もしていない。逆に、後記するとおり、被告会社の度重なる執拗な承諾書の提出に対して、不同意を表明し明確にこれを断っている。（以下略）

3 出向に関する労働協約について（略） 4 就業規則（略）

5 被告会社による執拗な承諾書の強要（略）

第四 本件出向の無効（その二）－脅迫、強要など公序良俗違反－

一 経過 本件出向命令を承諾させんとして、原告に対し次のような行為が被告会社においてなされた。

1 1994年9月16日、大久保副所長は、原告が出向命令を承諾しないため、「住友銀行の名古屋支店長がやられたようにお前に恨みをもつ住友軽金属の誰かが刺し殺すぞ」と言って、原告の右腹部を指で突き、19日までに承諾するように迫った（要約）。

2 同月21日、原告が出向不同意の書面を渡した際、酒向人事室副課長は原告に対して「出向を断ったら、明日から口はきかん、給料は払えない」などと言いつづけた（要約）。

二 右のような出向命令を承諾させるためになされた原告に対する脅迫・強要行為は被告会社の方針により原告の「承諾」を速やかに得ようとしてなされたもので、このような反社会的で違法性の高い手段の下でなされた出向は公序良俗に反し無効である。

第五 本件出向の無効（その三）－不当労働行為－

一 原告の労働組合活動などについて 原告は被告会社において以下述べるように積極的に労働組合活動や労働条件の改善の活動にかかわってきたものであるが、被告会社はこうした原告の組合活動等を嫌悪し、何等の合理性もない本件出向を原告に対して押しつけ、組合活動を規制しようとしたものである。

1 労働組合活動について（略） 2 日常的な労働条件の改善などの取組（略）

二 被告会社の原告に対する不当労働行為意思の存在（略）

第六 本件出向の無効（その四）－出向の必要性・合理性の欠如と手続きの重大な違背－

一 出向の必要性・合理性の欠如 出向は、労働契約の重大な改変であり、それを労働者に求めるには同意が必要であると共に、客観的にその必要性や合理性が求められなければならない。しかし、本件出向は、原告の就労内容、出向期間の不明示、財政的理由の不存在からして、出向の必要性・合理性がない（以上要約）。

二 出向手続きの非合理性 本件出向命令はどのような基準に基づいてなされたのか明示されていない。また、出向希望者の募集もなされておらず、なにゆえ、原告が出向の対象となったのか合理的理由も示されていない。

第七 本件出向の無効（その五）－権利濫用－

一 本件出向の背景（略）

二 被告会社の権利濫用 被告会社はこれまで労働者の高生産性に支えられながら経営に当たってきたにもかかわらず、こうして被告会社に貢献してきた労働者を率先して削減することによってさらに利益を図らんがために、本件リストラ方針を強行し、そのために会社の方針に従わない者を認めないという姿勢を知らしめるために何等合理的事情もないにもかかわらず、原告に対し本件出向を命じたものであり、本件出向は権利の濫用に該当する。

裁判劇「憲法第14条、あなたが裁判官」で

ベテラン弁護士役(原告代理人)に挑戦して

早川 いつ子

去る7月1日(土)、名古屋市女性会館で「イコールライツ・イン名古屋」が主催する裁判劇「憲法第14条、あなたが裁判官」が上演されました。この裁判劇が上演されるについては、渥美玲子弁護士により、かねてからあたためられていた腹案の脚本が書きおろされ、素人劇団の発足あいなったというわけです。

その意図は、「企業の論理を斬るだけの力量を我々はそなえているのだろうか？

裁判劇では企業の論理を十分に展開し、参加者である裁判官に判決を書いてもらう」というものでした。

原作・出演は現場労働者の設定ゆえに、演ずる側からも、何回も推敲を重ねるという出発でした。私は、当初、裏方ならと消極的賛成でしたが、「役」がまわってきてしまいました。

会社側弁護士に現職の超ベテラン弁護士安藤巖先生、証人に大西五朗元CBC労組委員長を相手の反対尋問。「役」に不足はありません。

毎日、通勤列車の中で、台本片手に声を殺し、口をパクパク。「ここはどのようないきおいでしゃべるか」と思案中にコックリ、コックリ。台本を隣の好青年が拾ってくれるおまけつき……

高校時代、演劇部のはしくれだった娘の助言がききました。「お母さんの読み方は棒読みよ。それでは誰もきいていないよ。『肝心なところ』はしっかり強調して、あとは自分の言葉でしゃべればよい」と、言われました。

この脚本を何回も読み重ねていくうちに、渥美弁護士は、この裁判で何を訴えたいのか、どこを明確にすれば、どう迫れば、会社側証人に真実を吐露させることができるのか、裁判官の心証に訴えることができるのかと、思案することしきり。練習は仕事が終わってから、皆が揃うのが七時頃。まったく不安な出だしでした。

さあ！いよいよ本番です。

舞台裏に渥美弁護士の「あらすじ」を紹介する声がきこえてきます。「20年のベテラン弁護士役は、金融関係に勤める早川さん……」大ハッターに気も引き締まります。

『まず、会社の経営難とおっしゃったことについてお聞きます。証人はこういう書類を見たことがありますね』（証人うなずく）。

『声に出して言ってもらわないと記録に残らないんですよ。これは会社の正式な損益計算書であることは認めますね』。

『証人は女性の採用を減らしたり、ペアをゼロにしたと、先ほど証言しましたね。あなたは現職の人事部長ですから知っていますね』。

劇中の人物になりきって会社側証人を問いつめる声も、一段と厳しくなります。

「下手でもいい、情熱こめてやりなさい」――俳優の山田昌さんのお話をきく機会があったことも幸いしました。

なりやまぬ拍手???のうちに幕が降ろされました。「役者と乞食は三日やったらやめられない」――少なからぬ出演者の気持ちです。

「裁判官」である参加者の判定を待つまでもなく、職場のリストラ・合理化に対する会社側の言い分を論破できる力量を示し、働く者の正義と勇気に一助を与える内容であったと確信しています。

裁判劇の上演当日は、多くの方々から賛同やメッセージが寄せられ、遠くは大阪から「男女昇格昇進差別反対の裁判」で闘う野村証券の仲間もかけつけてくれ、会場発言では、斗いに立ちあがって得た勝利の喜びの発言等々……

書きつくせぬ成果は、今後の活動に活かされていくものと思います（なお、脚本に興味のおありの方は、「イコールライツ・イン名古屋」の事務局＜愛労連婦人協議会＞へ問い合わせして下さい）。

（はやかわ いつこ 中部証券金融勤務）

判決結果の感想

渥美 玲子

男性社員に対する解雇無効確認請求については、ほぼ全員が無効であるとの判決だったのに対し、女性社員の差額賃金請求については、完全勝訴が39人、一部勝訴が11人というように分かれた。

一部勝訴の理由を総合すると、「長年、昇格と共に責任の重い仕事を担当し、残業までして働いてきた男性社員と比較すると、女性の仕事内容を男性と全く同一に評価することは困難である」というものである。

現実の仕事結果だけを見れば、このような考え方にも一理あるだろう。しかしながら、会社が女性差別をして女性を昇格させない。したがって、責任の重い仕事もさせないのであって、女性には責任がないのである。

男性は会社に対しては、残業をしてまでも責任を果たすが、家庭に対しては、ほとんど責任放棄しているのである。このような裁判劇を、ぜひ学校で学生がやってくれることを期待する。

（あつみ れいこ 弁護士／南部法律事務所、当研究所所員）



労働組合訪問シリーズ

市民の声を行政に反映させる

自治労連・半田市職員組合

半田市においても、職員に対して勤務評定が導入されたり、市の「行政改革大綱」をつくっているように、市当局も新しい動きをみせています。そのような中、職員の要求だけではなく、市民の要求をとりまとめ、「市民の声・要求が市政に反映できる」運動を追求している、自治労連・半田市職員組合を訪問しました。

久礼書記長、大崎書記次長にお話を伺いました。

昨年、別の組合ができましたが、私たち自治労連・半田市職員組合の組合員は現在約950名ぐらいです。組織率は、80%ぐらいではないかと思います。今年70名の新採用がありましたが、全員私どもの組合に加入しました。新採用では行政職ではなく、病院や現業の欠員補充だけでした。新入職員に対しては、手紙を出したり、ピラを出したりし、加入を訴えてきました。

さて、この間とりくんできた問題についてご紹介したいと思います。

まずそのひとつは、「権利侵害」です。ご承知の方もいらっしゃると思いますが、市当局は職員に対し、飲酒運転をしない「誓い」を求めました。しかし、この「誓い」には問題があり、それはもし飲酒運転をし事故を起こした場合、「法令に基づきいかなる措置を受けるとも異議を申しません」という文言が入っていたのです。職員は処分を受けた場合、不服の申立てができるわけですが、市当局の求めた「誓い」では、その不服の申立てまでも放棄する内容となっていたわけです。

これはやはり「人権侵害」にあたるとして、人権擁護委員会にも訴え取り組み、問題の点は削除させることができました。

ところで、この問題を契機に組合では、交通安全の問題に取り組みました。具体的には、組合員が通勤上で気づいている危険なところや、改善したら良いところを提案してもらいました。それを交通安全週間には出していきたいと考えています。

もう一つの問題は、勤務評定の導入です。6月に私たちに提案があり、7月から市当局は実施したいといってきました。労使で小委員会を設け、話し合っているうちに、提案に問題があることがわかってきました。私どもは、市当局に対し、実施の延長と交渉を申し入れましたが、当局はそれを拒んだのです。

そこで私どもは、地労委に団体交渉開催の斡旋を申入れ、交渉を行うことができましたが、市当局は勤務評定を導入しました。

賃金に関することにはふれましたので、賃金に関わる別の問題をご紹介したいと思います。賃金については、半田市の賃金は県の平均を下回っており、この引き上げが必要です。この点は市当局も認めています。また、現業職の賃金は低く、また中途採用者ではさらに低くなり、引き上げは切実となっています。

また、「ワタリ」の改善も必要となっています。半田市では4級まではわたることができませんが、私どもは5級から6級までいけるようにしたいと考えています。

もうひとつ賃金に関わっては、「15%特昇」というものがあります。これは職員の15%を特別昇給させることができるものですが、これについて私どもは勤務評定にリンクさせ、差別や競争に使われることなく、皆が上がっていけるようにしていきたいと考えています。

自治体職員にもリストラの攻撃がかけられてきていますが、半田市ではまだ際立った動きはありませんが、おそらくやがてくると思います。市は「行政改革大綱」を専門委員会を設けて検討しています。97年から実施しようとしています、おそらくそこに人事政策が出てくるのではないかと予想しています。

ところで私どもは「市民の声・要求が市政に反映できる」運動を追求しています。具体的には、市民にアンケート調査を行い、市民要求として市当局に提出しています。組合員に対しては、ニュースに掲載して紹介しています。市民からの職員に対する不満も掲載しています。アンケートは、およそ2万枚くらい配布し、200くらい戻ってきています。私どもが市当局に対して市民の要求を提出し回答を求めますが、残念ながら当局は答えていません。

また、市民の要求を集めるだけではなく、逆に私たちは市民に組合としての政策・要求も公表しています。市当局は、市民の要求に対しては回答しませんが、やはり私どもの運動の大きな力となっています。あらためて「自らの要求と市民の要求を統一して闘う」という方針に確信をもっています。

市民との関係では、昨年から市民と市政の問題を一緒に考えよう、ということで「第1回あすの半田を考える研究集会」というものを始めました。130名くらいの参加者があり、そのうち8割が市民でした。研究集会では教育やゴミ、お年寄りや障害者など6つの分科会を設け議論してきました。今年は第2回目を10月22日に予定しています。

最後に、今後の取り組みですが、一つは人事院勧告の確定闘争です。また、賃金の学習会を大いにしていきたいと思います。「働く者の賃金とは何か」、賃金に対する正しい知識をもつことによって、組合員が要求に確信がもてるようにしていきたいと思います。

また、すべての組合員ががんばれ、団結がより高まるようにしていきたいですね。団結が高まった時は、仮に負けても何か清々しいものがあります。多くの組合員が参加でき、楽しい組合運動をつくっていききたいと思います。

(1995年9月6日 インタビュアー・文責：杉山直)



朗読劇「この子たちの夏」の 名古屋上演にとりくんで

本多 まゆみ

「この子たちの夏」は、ことして11年を迎える地人会の朗読劇です。6人の女優が読むその台本は、8月6日の朝の青空の背景で始まります。遊んでいた子、歌を歌っていた子。幼い弟を抱いていた子。兄弟でふざけていた子。そして飛行機の音がするから上を向くと……。ピカッと光ったその瞬間、すべては終わり、すべては始まる。朝出掛けたままの子を探す母。ひどいやけどを追った子の最期を看取る母。満足な手当てでもできず水を欲しながら死ぬわが子を見つめる母……。女優の読む台本からは、母と子の悲劇が聞こえる。

長崎も雲もなくからりと晴れた日に、原爆は落とされた。学徒動員で三菱造船所にて被爆した女生徒は、祈りながら死んでいく。死んでしまった母親を燃やした運動場は悲しい……。

原爆の悲劇は、その日から幾年を経ても白血病の娘を苦しめる。それでもだれにも文句を言わずに生きよう、生きぬこうとする娘は、生きている私たちの心に静かにそしてずっしりと、いくつものメッセージを残し、終演となる。

全国で評判の「この子たちの夏」をぜひこの名古屋で観たい聞きたいという思いを、94年8月の初め、友人たちに呼びかけました。それは、とても気軽に呼びかけたものです。「ねえ、やってみない」「何をどうして、どうやってやればよいかかわからないけども」という、ことも付け加えて。

そんな呼びかけに、多くの友人が応えてくれました。「来年は被爆50年。何かやらねば」「とっても良い芝居だから、多くの人に観て欲しい」「わたしも観たいと思っていたの」と輪は広がっていきます。上演を成功させるだけでなく、広がりを持って、学びながら楽しい実行委員会にしていきたい、「この子たちの夏」は被害者としての戦争が語られているけれど、侵略戦争の事実を語っていくこともこの取り組みではすすめていかねばならない、ということから、学習会や広島ツアーの計画もしました。

上演会場の予約、地人会との交渉なども、好調に運び、いよいよ年が明けて本格的な準備を開始しました。チケットは、上演料は、宣伝物は……。学習会もはじめ、まず、被爆者の水野秋恵さんを囲み、被爆の様子、被爆者として生きて、被爆者援護法のことなどを語っていただきました。次に、愛知で戦争遺跡や強制連行の調査研究活動をすすめる高橋信さんを講師に、侵略戦争について学びました。

広島市と呉市への1泊2日のツアーも5月の終わりの絶好の好天の日に、20人で

出掛けました。原爆資料館をみて、夜は被爆者運動の活動家を招き、その時の現地の様子から始まる、生々しい話と原爆の悲惨さを語っていただき、翌日は隣の町、呉市へ行き、地元の平和委員会の案内で、海上自衛隊呉基地へ。名古屋港の華やかな風景に親しんだ私には、海の風景としては初めて見る異様さで、心が寒くなります。海の色も空模様からグレー色でしたが、アメリカ軍の建物、潜水艦、護衛艦など艦隊はすべてグレー色です。戦争は、突然に始まるものではありません。戦争をやってみようと思うたった一握りのひとびとは、毎日着々と、それもそうしていることが判らないよう、準備をしています。それを、実感しました。

暑さが増すころから「この子たちの夏」のチケットの売れ行きも順調です。マスコミにもいくつか報道をされ、問い合わせも日に何件かあります。実行委員のメンバーも元気です。

出演の女優山田昌さんを囲む会も開催しました。朗読は、台本から目を離さずに、演技をせずに、読んでいくもの。涙で顔をくちやくちやにしながらも、読みつづけて、観客に感動をあたえる仕事は、とってもやりがいがあると、熱っぽく語られる山田さん。年季の入ったプロの技を聞いてごらんなさい、と言われていたようです。とうとう、女優さんが「この子たちの夏」を名古屋で上演するのだと、あたりまえのことなのに、上演1カ月以上前のこのころから、わたしの緊張感が高まっていきました。

朗読劇は、耳で聴くことが全てです。観客には集中力が与えられねばなりません。満席で、静かに、だれもが朗読劇の「この子たちの夏」の中に入れるように。それが、実行委員会の当日の役割です。舞台や照明、音響は地人会に、朗読は女優にまかせて、私たちは、会場作りに専念をすること。うちあわせを整え、その日、その時間を迎えました。

7月25日の名古屋は、梅雨が明けカッと燃える暑さです。わたしは、昨夜からの暑さばかりでなく、緊張感で眠りは浅く、気分は高揚した状態で芸創センターへ到着しました。午後7時からの開演にもかかわらず、早くから観客が集まりはじめています。舞台の準備やリハーサルなどもすすんで、実行委員は、ロビーまわりの準備もほぼ整い、その時間を待っています。やっとこの日がやってきました。暑い中、開場を待つ人々が列をつくり、今か今かとその時間を待っています。

開演5分前のベル。もうわたしの興奮は、かつてないもの……。そして、1時間半。興奮のつぼは、実行委員全員が、観客が、出演者が共有できるものとなっていました。ばんざい！大成功！よかった！。感想文が多く届きました。「平和は大切」「何もやっていない自分だけ何かをやりたい」「戦争はいやだ」「感謝」「もっと知りたい」「あちこちで広めて」など。

「この子たちの夏」は多くの人々に感動を与えて、今年は終わりました。私の夏も終わりたかったが、とんでもない。この秋には中国・フランス核実験反対を叫ばなければならないではありませんか。（ほんだ まゆみ 毎日労組中部支部書記）

●愛知の政策動向●

航空審中間報告での中部新国際空港 “国の責任回避は許されない”

田中 久幸

去る8月24日に航空審議会（運輸大臣の諮問期間）空港・航空保安施設警備部会が発表した「第7次空港整備5ヶ年計画（中間とりまとめ）」で、「中部新国際空港」を国際ハブ空港と位置づけ、事業着手をすることを明らかにしました。

ところが、本来その整備には国が負うべき責任を、愛知県など「地もと」に転嫁しようとしているほか、漁業や環境の問題、アクセスや地域経済への影響など重要な問題がほとんど未解決です。

こうした中で、「中間とりまとめ」発表の24日、日本共産党愛知県議会議員団は、次のような「声明」を発表しました。

「中部新国際空港」についての第7次空整『中間とりまとめ』の問題

1995年8月24日

日本共産党愛知県議会議員団

1. 発表された航空審議会の「第7次空港整備5カ年計画の基本的考え方（中間とりまとめ）」（以下『中間とりまとめ』と略す）は、中部新国際空港について関西国際空港の2期事業や首都圏第3空港とともに、国際ハブ空港として新たなプロジェクトに位置づけ、推進方向を明らかにした。

この『中間とりまとめ』の最大の問題は、財政上の国の責任を回避しつつ地方自治体など「地もと」に転嫁しようとしていることである。

国際ハブ空港は、「わが国をめぐる国際航空需要を中心的に受けもつ機能と、併せてグローバルな空の結節点としての機能を有する」と『中間とりまとめ』も明記しているように、もともと国際的規模のプロジェクトとして、当然、その整備には国が責任を負うべきである。また、財政面では現実、空港使用料や空港整備特別会計への借入金に依存することが限界に達しており、「一般財源の拡充を含めた所要の財源の確保」が必要であることを、「別紙」でも書かざるを得なくなっている。

ところが、『中間とりまとめ』はこの国の責任の果たし方について、きわ

めて曖昧な表現に終始している。とくに「中部圏における拠点空港の整備」についての記述は、「関係者が連携してその事業をはかる」とするだけで、「首都圏」「近畿圏」の記述に用いられている「国」という文字も登場していない。そして、一方、「中部圏の経済力を背景とした航空需要の動向を踏まえ、その採算性」を検討しつつ、「関連開発用地の一体的な造成も可能」な「主体分離方式」の導入等を検討するとし、「別紙」が、「新しい大規模な空港の整備」は、「周辺地域における雇用の拡大、経済の発展等の波及効果が特に大きい」ので「周辺地域はそれに見合った費用負担を行うべきである」としていることとあいまって、地もとの負担強化をきわめて強く押し出している。

2. この状況は、「中部新国際空港」づくりの議論が、その出発からいっかんして「地もと陳情型」で進められてきたことと相互に相乗しあっている。

とくに愛知県は、鈴木知事が去る6月15日にも航空審査会ヒアリングで、「用地造成は愛知県で取り組む。新空港に、国際線・国内線を一元化する」と方針説明して、隣接県や小牧市など県下の自治体からも大きな批判を受けるなど、莫大な借金を含む一方的な地もと負担も辞さない構えでの誘致運動にあけくれている。

しかし、こうしたやり方が『中間とりまとめ』ですら、「今後、安易に借入金に頼ることは、……後世代に過度に負担をもたらないように留意する必要がある」と述べているように、それこそ、県政の重大な歪みと県民への大きな負担をもたらしことは必至である。

また、この間、自然環境・漁業・周辺整備などに独自の調査が行われているが、調査自体も評価も今後の課題となっているものが多く、住民への説明も住民の不安や疑問に応えるものとはなっていない。

3. 中部地方における新国際空港建設問題は、国が全責任を負うことを明確にしたうえで、関係自治体などとの密接な連携、住民の十分な合意が前提となるべきであり、それを欠いたまま強引に”着工”するようなことは許されない。

いまこそ、整備内容、空域、環境問題、採算性、財源、アクセス、地域経済への影響など、諸般の問題について科学的な検討と、それをもとにした広範な県民の討論が行われるべきである。

(たなか ひさゆき 日本共産党愛知県議会議員)



運動の前進しめした愛労連定期大会

永井和彦

愛労連の定期大会が9月2～3日の2日間にわたって開催されました。今年の定期大会の特徴は、①労働者の切実で多様な要求や不安、不満をともに考える

「総対話」運動を提起したこと、②愛労連結成後6年が経過し運動が着実に前進していること、③組織拡大強化のとりくみについての発言が多く、運動も組織も多数派をめざす決意がみなぎったこと、④労問研から「戦後五〇年・年表で綴るあいちの労働運動」がこの定期大会にあわせて発刊されたこと、などだと思えます。

①の「総対話運動」については、「あらゆる矛盾の集中している職場・地域から、労働者の切実で多様な要求や不安、不満をともに考え、解決していく視点に立った自主的で創意ある組合運動」の具体的実践として位置づけ、年間を通じて追求することを提起しました。これは全労連・愛労連結成大会で確認した「すべての労働者の要求実現」「すべての労働者・労働組合を総結集した運動」、91年以来追求してきた「すべての労働者を視野にいれた運動」をさらに発展させようとするものです。

②の点については、愛労連大会にはじめて参加した代議員が「愛労連は職場にいと身近に感じないが、代議員の発言を聞いていると、愛知の働く人に勇気と展望を与えていると感じた」という発言や、サマカニ（サマーカーニバル）に愛労連から247名が参加し、青年の成長を勝ちとってきたなどの発言は愛労連の運動の着実な前進を示しました。

③の点については、多くの代議員から発言があり、10万人愛労連達成のための積極的な提案や生協労連におけるパートの組織化、福保労・明治保育園分会の結成のとりくみ、運輸一般が1年間で145名の組合員を拡大したとりくみ、青年協のサマーカーニバルのとりくみなど、運動の前進とともに組織の前進をめざす各労働組合のとりくみと意気込みを感じました。

④の「戦後五〇年・年表で綴るあいちの労働運動」は、労問研の努力により定期大会にあわせて発行されました。戦後・被爆50年の歴史的な大会にこうした書籍が発行された意義は大きいと思います。50年史に学びながら、愛知における新たな50年の労働運動を築いていく必要性を感じています。

最後に、愛労連のさらなる前進のためにはもっともっとおう盛な討論を日常的に積み重ねていくことが必要だと感じました。

（ながいかずひこ＝愛労連幹事、当研究所所員）

主要労働経済指標（愛知県）

1995年6月分まで

年 月	人 口 (各年 10月1日) (各月1日)	労働力 人 口				雇用保険 受給者 実人員 (一般)	有効求人 倍 率 (原数値 除新卒 含パート)	常用労働者数 (事業所規模30人以上) ※()内は事業所規模5人以上			
		(年平均 および3ヵ月平均)	失業者 者	完全 失業 率				調査産業計	パート比率	製造業	パート比率
	人	千人	千人	%	人	倍	千人	%	千人	%	
1989年	6,643,180	3,558	56	1.6	273,787	2.13	1,372(...)	...(...)	663(...)	...(...)	
90年	6,690,603	3,642	57	1.6	259,917	2.47	1,402(2,340)	8.5(14.1)	674(892)	8.2(12.9)	
91年	6,748,789	3,669	66	1.8	263,401	2.54	1,439(2,394)	8.5(12.8)	684(902)	6.6(11.0)	
92年	6,797,531	3,761	66	1.8	294,987	1.86	1,458(2,432)	8.6(12.9)	688(907)	6.5(11.1)	
93年	6,830,372	3,845	80	2.1	377,924	1.05	1,518(2,440)	10.6(15.1)	689(907)	8.4(12.0)	
94年	6,856,722	3,828	107	2.8	477,824	0.72	1,504(2,440)	11.1(15.9)	672(885)	9.9(12.5)	
							季節調整値				
94年12月	6,863,911	3,762	103	2.7	39,764	0.71	1,500(2,444)	11.4(16.4)	667(882)	9.5(13.2)	
1月	6,865,770				38,566	0.73	1,491(2,423)	11.4(16.4)	664(878)	9.6(14.3)	
2月	6,866,731				38,707	0.76	1,489(2,425)	11.7(16.7)	663(879)	9.8(14.3)	
95年 3月	6,867,129	3,863	112	2.9	38,027	0.77	1,483(2,425)	11.5(16.7)	663(877)	9.7(14.7)	
4月	6,857,602				37,406	0.75	1,507(2,456)	11.5(16.2)	673(887)	9.6(13.9)	
5月	6,874,681				40,879	0.70	1,503(2,450)	11.6(16.1)	672(886)	9.5(13.8)	
6月	6,879,645				...	0.67	1,499(2,447)	11.6(16.4)	670(885)	9.6(13.8)	

年 月	常用労働者数 (事業所規模30人以上) ※()内は事業所規模5人以上				常用労働者一人平均月間給与総額/実賃金の対前年同期増減率 (事業所規模30人以上) ※()内は事業所規模5人以上			
	卸・小売	パート比率	サービス	パート比率	調査産業計 月間給与総額	実賃金(%)	製造業 月間給与総額	実賃金(%)
	千人	%	千人	%	円	対前年増減率	円	対前年増減率
1989年	193(...)	...(...)	241(...)	...(...)	370,927(...)	3.2(...)	356,509(...)	3.5(...)
90年	201(540)	21.1(26.6)	248(448)	5.7(11.6)	387,040(343,603)	1.7(...)	372,376(342,112)	1.4(...)
91年	212(557)	20.3(22.4)	257(469)	7.6(12.7)	411,900(372,934)	0.2(3.4)	392,344(363,140)	0.2(1.3)
92年	218(569)	20.9(22.4)	263(483)	8.1(12.3)	414,081(376,341)	-1.5(-0.4)	398,487(368,722)	-0.4(-0.3)
93年	236(537)	19.6(27.8)	303(518)	14.2(16.5)	407,834(368,186)	-1.2(-3.0)	384,839(360,336)	-3.3(-2.4)
94年	233(543)	20.5(30.1)	307(528)	14.6(17.4)	409,855(371,157)	0.1(0.5)	389,034(363,823)	0.8(0.6)
94年12月	230(545)	20.5(29.6)	311(533)	14.9(18.4)	918,901(787,737)	-0.1(-0.2)	877,438(774,646)	3.3(1.7)
95年 1月	230(540)	21.2(27.7)	309(528)	14.6(17.7)	311,122(293,351)	2.9(1.3)	295,664(282,101)	3.5(0.7)
2月	229(536)	21.6(29.5)	310(529)	14.9(17.9)	311,831(287,117)	3.6(2.6)	300,821(283,621)	5.9(3.3)
3月	229(540)	21.9(28.5)	308(530)	14.3(18.1)	335,297(306,889)	4.1(1.6)	304,694(285,675)	5.9(3.0)
4月	230(542)	21.9(28.1)	317(541)	14.5(17.9)	325,197(298,596)	3.4(2.3)	311,159(291,471)	5.1(2.0)
5月	230(539)	22.8(28.3)	316(540)	14.3(17.5)	316,874(293,008)	2.7(1.8)	307,751(288,832)	4.2(1.2)
6月	228(539)	22.5(28.7)	316(541)	14.5(18.1)	606,648(516,020)	4.5(1.5)	485,088(437,005)	8.2(6.5)

年 月	常用労働者一人平均実労働時間数 (事業所規模30人以上) ※()内はパート労働者を除いた数値				月平均 消費支出 名古屋 市 世帯	消費者 物価 指数 (11市 平均)	鉱工業指数 (年数値は原指数)		倒 産 ※負債 1千万 円以上
	調査産業計 総実労働時間	所定外	製造業 総実労働時間	所定外			生産	生産者 製品在庫	
	時間	時間	時間	時間	円	1990年=100			件
1989年	2,124.0(...)	226.8(...)	2,221.2(...)	314.4(...)	323,617	96.7	92.5	101.2	216
90年	2,084.4(...)	225.6(...)	2,178.0(...)	309.6(...)	343,156	100.0	100.0	100.0	181
91年	2,055.6(...)	212.4(...)	2,125.2(...)	278.4(...)	332,192	103.5	101.9	105.3	378
92年	2,006.4(...)	172.8(...)	2,065.2(...)	216.0(...)	327,329	105.0	96.2	110.1	499
93年	1,920.0(2,019.9)	152.4(168.2)	1,957.2(2,015.1)	153.6(164.9)	338,001	106.1	89.2	104.1	607
94年	1,900.8(2,002.0)	142.8(157.3)	1,951.2(2,011.5)	151.2(163.5)	...	106.6	88.6	94.6	566
以下は季節調整値									
94年12月	159.7(168.4)	12.4(13.8)	166.8(172.1)	13.7(15.0)	498,660	106.2	90.8	91.4	49
95年 1月	143.4(151.4)	11.3(12.5)	144.9(149.8)	12.1(13.2)	331,002	106.2	87.1	93.7	54
2月	157.8(166.7)	12.5(13.9)	164.5(169.6)	14.3(15.5)	280,041	105.7	92.8	95.8	63
3月	161.9(159.1)	13.5(11.0)	170.0(167.1)	15.6(13.7)	393,043	105.6	94.0	97.5	36
4月	165.3(162.8)	13.9(11.4)	172.7(170.6)	15.8(14.0)	...	106.1	r93.8	r98.3	69
5月	150.7(149.3)	12.3(10.1)	153.5(151.9)	13.9(12.2)	...	106.3	89.6	97.9	60
6月	166.1(165.1)	12.2(10.1)	170.3(169.6)	13.4(11.8)	...	106.2	*89.0	*99.1	48

注1)愛知県企画部統計課『あいちの統計』『あいちの勤労』『あいちの鉱工業動向』より作成。*印は速報値。r印は修正値。
 2)常用労働者数・労働時間数・月額給与総額は1993年1月より、新たに抽出された標本事業所による調査結果の数値である。
 3)1989年以前はパート労働者と事業所規模5人以上の調査が、1992年以前は一般労働者とパート労働者の労働時間の区別がされていない。

研究所だより

☆1995年7月12日以降の主な活動日誌

- 7月15日 第17回事務局会議、「あいち労働・経済—資料と情報—」編集委員会
 7月24日 女性労働部会 8月1日 トヨタ調査委員会
 8月3日 「あいち労働・経済—資料と情報—」編集委員会
 8月5日 第17回所員会議 8月11日 座談会（戦後50年、愛知の労働運動について）
 8月12～20日 研究所業務停止期間
 8月21日 日本労働運動を読む会 8月22日 第18回事務局会議
 8月23日 女性労働部会 8月25日 第10回定例理事会
 8月26日 出向・転籍・人員整理を考えるシンポジウム
 （健康と家庭を守る会主催、研究所他協賛）
 8月29日 トヨタ調査委員会、経営分析研究会
 9月1日 「あいち労働・経済—資料と情報—」発行（第8・9合併号）
 9月11～12日 「所報」第53号、第5回総会議案送付

☆今後の主な予定

- 9月14日（木）「あいち労働・経済—資料と情報—」編集委員会（13:00～）
 タイ・マレーシア調査・交流団報告集刊行記念のつどい（18:00～、キングスロード）
 女性労働部会（19:00～南部法律事務所）
 9月17日（日）自動車産業職場政策研究会（14:00～）
 9月18日（月）日本労働運動を読む会（18:30～）
 9月19日（火）第18回所員会議（18:30～）
 9月25日（月）'96ビクトリマップ作成委員会（18:30～）
 9月26日（火）日本経済分析研究会（18:30～、中京大学）
 9月27（水）/28日（木）1995日独労働問題共同セミナー（大阪）
 9月29日（金）第19回事務局会議（10:00～）
 10月2日（月）愛知労働問題研究所設立8周年記念講演会（愛労連と共催、
 18:30～21:00、労働会館本館第1会議室、講師：ハイツ・ブ劳アー氏）
 10月3日（火）イギリス労働問題研究
 者（キース・フォスター氏）らとの懇談会
 <18:30～ 研究所>
 10月6日（金）トヨタ調査委員会
 （10:00～）
 10月8日（日）研究所第5回総会
 /記念集会
 （13:30～17:00
 労働会館本館第4・5会議室）
 10月15日（日）自動車産業職場
 政策研究会（14:00～）
 10月16日（月）日本労働運動を読む会
 （18:30～）
 10月17日（火）経営分析研究会
 （18:30～）
 11月15日（金）「所報」第54号発行

■所報 第53号（隔月刊）
 ■発行日 1995年9月15日
 ■発行所 愛知労働問題研究所
 （略称：愛知労問研）
 〒456 名古屋市熱田区沢下町9番3号
 労働会館本館304
 TEL・FAX (052-883-6978)
 ■編集発行人 愛知労働問題研究所
 ■定価 1部：200円+送料90円
 1年：1200円+送料540円
 （会員の購読料は会費に含む）
 ■送金先 郵便振替 00860-6-80604
 東海銀行金山支店 普通預金
 （口座番号：1368019）

※この印刷物は、再生紙を使用しています。